

社会福祉法人わたり福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わたり福社会役員(理事および監事)及び評議員(以下「役員等」とする)に関する報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が評議員会出席のほか、法人業務等にあたった場合報酬を支払う。但し、報酬には上限を設ける。賞与及び退職手当は支給しない。
2 具体的な支給については、役員等報酬別表によるものとする。

(理事報酬)

第3条 理事が、理事会出席のほか、法人業務及び施設運営のために、業務にあたった場合、報酬を支払う。但し、報酬には上限を設ける。
2 非常勤理事には、業務に応じた報酬を支給することとし、その地位にあることのみによって報酬は支給しない。賞与及び退職手当は支給しない。
3 常勤職員である理事の報酬は役員報酬(手当)のほか常勤職員の給与を支給する。
4 具体的な支給については、役員等報酬別表によるものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会出席のほか、法人業務、又は監事の業務にあたった場合、報酬を支払う。但し、報酬には上限を設ける。賞与及び退職手当は支給しない。
2 具体的な支給については、役員等報酬別表によるものとする。

(計算期間と支払日および支払い方法)

第5条 報酬の計算期間は当月1日から月末迄とし、当月分を当月25日に支払う。ただし、固定業務のない役員等の報酬は翌月25日の支払いとする。25日が金融機関の休業の場合は25日以前の最も近い平日とする。報酬は役員等の銀行等の預金口座に振込の方法で全額を支払う。報酬の計算方法は、役員報酬別表によるものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成16年4月 1日から施行する。
附則 この規程は、平成17年4月 1日から施行する。
附則 この規程は、平成24年4月 1日から施行する。
附則 この規程は、平成26年9月 1日から施行する。
附則 この規程は、平成29年4月 1日から施行する。

役員等報酬 別表

平成29年4月1日

評議員報酬

- ・評議員報酬は、評議員会、理事長から要請された会議等を支給の対象とする。
- ・報酬単価は時間当たり5,000円とする。月額報酬の限度額を月30,000円とする。
- ・評議員会:1回(平均2時間)につき10,000円
 その他会議:1時間以内は5,000円、1時間を越える場合は10,000円
 1回の会議で2時間を越える場合でも10,000円以上の支給はしない。(すべての会議共通)

単位(円)

	報酬額	報酬単価/時間	
評議員	10,000 (上限30,000)	5,000	評議員会(平均2時間)出席につき報酬支給する。 その他会議があった場合は報酬を追加する。

非常勤理事報酬(固定業務あり)

- ・報酬単価は時間当たり5,000円とする。月額報酬の限度額を月180,000円とする。
- ・業務時間を満たさない場合は、報酬が減額される。
- ・通勤手当は職員給与規程に準じて支給する。

単位(円)

非常勤役員	基本月報酬(円)	報酬単価/時間	役員報酬内訳
理事長 (勤務日数固定)	180,000	5,000	法人の管理運営、及び理事会等に勤務した時の報酬。 1日3時間で週3日、月12日の勤務をする。 (但し、理事会、四役会等、理事会関連の業務時間を含む)
副理事長 A (勤務日数固定)	180,000	5,000	理事長勤務を補完する。固定勤務する場合に支給する。 1日3時間で週3日、月12日の勤務をする。 (但し、理事会、四役会等、理事会関連の業務時間を含む)

非常勤理事報酬(固定業務なし)

- ・非常勤の理事報酬は、理事会、理事会各種委員会を支給の対象とする。
- ・報酬単価は時間当たり5,000円とする。月額報酬の限度額を月30,000円とする。
- ・理事会:1回(平均2時間)につき10,000円、四役会:1回(平均2時間)につき10,000円
 その他会議:1時間以内は5,000円、1時間を越える場合は10,000円
 1回の会議で2時間を越える場合でも10,000円以上の支給はしない。(すべての会議共通)

単位(円)

副理事長 B	20,000 (上限30,000)	5,000	理事会(平均2時間)、四役会(平均2時間)出席につき報酬を支給する 各種理事会委員会あった場合は報酬を追加する。
理事	10,000 (上限30,000)	5,000	理事会(平均2時間)出席につき報酬支給する。 各種理事会委員会あった場合は報酬を追加する。

非常勤監事報酬(固定業務なし)

- ・非常勤の監事報酬は、理事会、理事会各種委員会を支給の対象とする。
- ・報酬単価は時間当たり5,000円とする。月額報酬の限度額を月30,000円とする。(監査指導報酬は除く)
- ・理事会:1回(平均2時間)につき10,000円、その他会議:1時間以内は5,000円、1時間を越える場合は10,000円、1回の会議で2時間を越える場合でも10,000円以上の支給はしない。(すべての会議共通)

単位(円)

監事	理事会出席報酬	10,000 (上限30,000)	理事会(平均2時間)出席につき報酬支給する。
	監査指導報酬	1回 20,000	監査委員会の出席があった場合は報酬を追加する(法人監事監査とは異なる) 法人監事監査指導報酬として支給する。

常勤職員兼務の役員報酬(手当)

- ・常勤職員は、週32時間以上勤務していること。
- ・職員である役員(理事)には、職員給与のほか役員報酬(手当)を支給する。

単位(円)

区分	役員報酬(手当)	備考
専務理事	30,000	本部事務局長で兼務理事業務月6時間程度
常務理事	30,000	本部部長で兼務理事業務月6時間程度
常勤職員理事A	20,000	本部部長で兼務理事業務月4時間程度
常勤職員理事B	10,000	施設長、保育部長等で兼務理事業務月2時間程度